

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分	
		前年度からの 繰越未決	本年度の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減 未 決	懲 役 せ ら れ た の 人 員	有罪に係る人員及び金額			
										科 刑 を 受 け た 人 員	罰 金		
		件	件	件	件	件	件	件	人	人(社)	金額 千円		
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	-	申告所得税
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	1	-	法人税
	内	1	3	4	4	-	-	-	3	4	17,500		
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	1	-	その他
	内	1	-	1	1	-	-	-	1	1	6,000		
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	2	-	合 計
	内	2	3	5	5	-	-	-	4	5	23,500		

調査期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	脱税犯規定	外
	-		-		-
第 243 条 〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕	外	第 163 条 〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕	外	両罰規定	外
	-		3		1
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	-		4		1

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税					揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分		
			免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	地 方 揮 発 油 税 分	ほ 脱 犯	秩 序 犯			計
			酒 類 造 者	酒 類 販 売 業 者													
要件 処理数	前年度から 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度から 繰越処理未済	要件 処理数
	検 挙	外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	検 挙	
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数
	告 発	犯 則 事 件 員	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 事 件 員	
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅	
本 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	-	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	16	16	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	通 罰 科 金 相 当 額	
		-	-	82	82	-	82	-	-	-	-	-	-	-	-		

調査対象等：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分		石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	国 際 観 光 旅 客 税	合 計	区 分		
		ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分								
要件 処理数	前年度からの 繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの 繰越処理未済	要件 処理数	
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	検 挙		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 発	犯 則 事 件 員 査 査 職 員	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		犯 則 事 件 員 査 査 職 員 告 発
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		そ の 他 告 発
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 消 滅 公 訴 権	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 消 滅 公 訴 権		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	通 告 処 分 相 当 額			
罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	罰 金 相 当 額			

調査対象等：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分
	酒類等製造者	酒類販売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計		
要 履 行 件 数	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済
	通告処分	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分
	計	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
履 行 等 件 数	通告不履行発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発
	通告権消滅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告権消滅
	通告履行	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行
	計	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
本年度未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数
通告履行罰科金額相		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		-	-	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
		-	-	82	82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82

調査期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
 2 「揮発油税」には地方揮発油税、「たばこ税」にはたばこ特別税を含む。
 3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の				
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額		
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額											
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1	3,282	-	-	外1	3,282	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1	3,282	-	-	外1	3,282	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日

- (注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第27条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-	第23条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-
” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
第 27 条 第 3 項	-	第 15 条 第 3 項	-	第 27 条 第 3 項	-	第 23 条 第 3 項	-	第 27 条 第 3 項	-
第 28 条 第 1 号	-	第 16 条 第 1 項	-	第 28 条 第 1 号	-	第 24 条 第 1 号	-	第 28 条 第 1 号	-
” 第 2 号	-			” 第 2 号	-	” 第 2 号	-	” 第 2 号	-
” 第 3 号	-			” 第 3 号	-	” 第 3 号	-	” 第 3 号	-
” 第 4 号	-			” 第 4 号	-	” 第 4 号	-	” 第 4 号	-
” 第 5 号	-			” 第 5 号	-	” 第 5 号	-	” 第 5 号	-
” 第 6 号	-			” 第 6 号	-	第 25 条 第 1 項	-	第 29 条 第 1 項	-
第 29 条 第 1 項	-			第 29 条 第 1 項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税		国 際 観 光 旅 客 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第21条第1項第1号	-	第21条第1項第1号	-	第19条第1項第1号	-	第 12 条 第 1 項	-	第 24 条 第 1 項	-
” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第 3 項	-	第 25 条 第 1 号	-
第 21 条 第 3 項	-	第 22 条 第 1 号	-	第 19 条 第 3 項	-	第 13 条 第 1 号	-	” 第 2 号	-
第 22 条 第 1 号	-	” 第 2 号	-	第 20 条 第 1 号	-	” 第 2 号	-	” 第 3 号	-
” 第 2 号	-	” 第 3 号	-	” 第 2 号	-	第 14 条 第 1 項	-	第 26 条 第 1 項	-
第 23 条 第 1 項	-	” 第 4 号	-	第 21 条 第 1 項	-				
		第 23 条 第 1 号	-						
		” 第 2 号	-						
		” 第 3 号	-						
		第 24 条	-						
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日

(注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。